

# 重点目標 4 女性に対する暴力の根絶

## ■現状と課題

暴力は、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

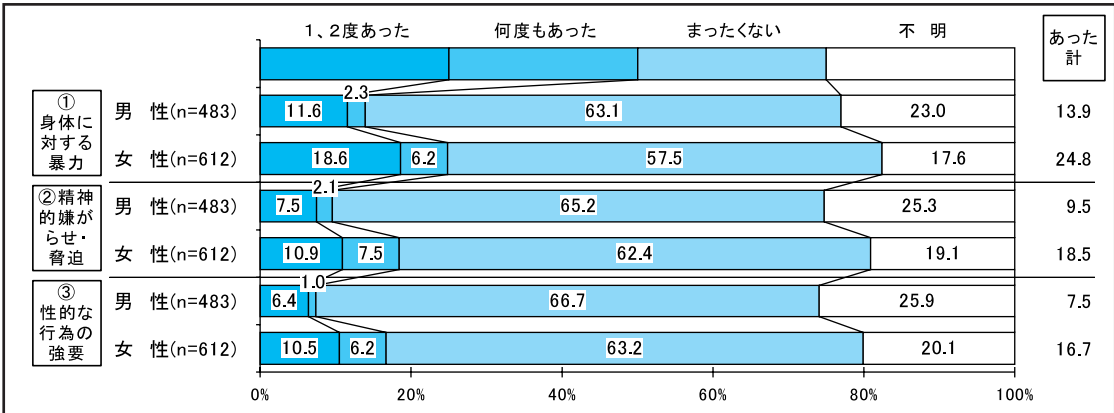
男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つに、「男女の人権の尊重」を掲げています。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上での克服すべき重要な課題として、その根絶に向けて努力を続けていく必要があります。

女性に対する暴力等の人権侵害には、配偶者等からの暴力（注1）、セクシュアル・ハラスメント（注2）、性犯罪、売買春、ストーカー行為など様々な形態があります。これらの行為は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で個人的問題として矮小化されることもありますが、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本県では鹿児島県男女共同参画推進条例の制定や、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定など、女性に対する暴力の防止及び被害者支援に取り組んできました。これらの取組により、これまで潜在化していた暴力の実態が少しずつ顕在化するとともに、社会の認識が高まりつつあります。

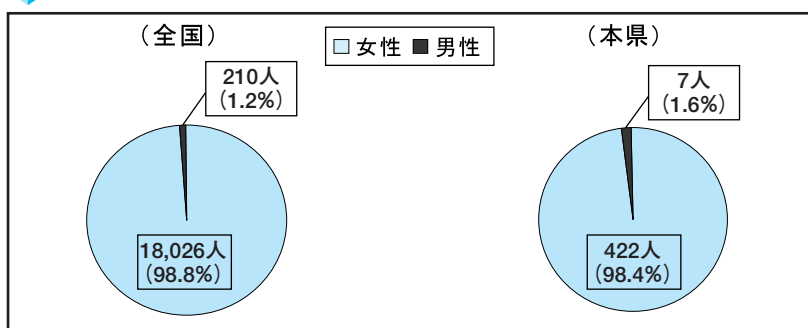
今後、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底や暴力の形態に応じた幅広い取組を推進する必要があります。

### 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料：「平成 19 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

## 配偶者暴力事案（平成18年）における被害者の性別



注：全国の件数は都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があったもの  
資料：警察庁，県警察本部調べ

## 施策の方向

### 女性に対する暴力の予防と支援体制の充実

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を社会に徹底し、暴力の発生を防ぐ環境づくりを行います。

また、関係機関の相互の連携を図るとともに、相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりに取り組みます。

【具体的施策】	担当部局
○「女性に対する暴力をなくす運動」等による意識啓発	環境生活部 保健福祉部 警察本部
○相談・カウンセリング等の充実	環境生活部 保健福祉部 警察本部
○女性被害相談所における相談及び指導助言	警察本部
○犯罪被害者等支援のための関係機関の連携の促進	警察本部

### 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、配偶者等からの暴力についての社会的認識を高めるための意識啓発及び被害者の意思を尊重した支援に取り組みます。

また、市町村における相談体制の整備や基本計画の策定等を促進します。

さらに、交際相手からの暴力についても、その対策を進めます。

【具体的施策】	担当部局
○配偶者暴力相談支援センターを中心とした配偶者等からの暴力被害者の保護，相談・支援体制の充実	環境生活部 保健福祉部
○被害の防止及び被害者の保護	警察本部
○相談員等の資質の向上	環境生活部 保健福祉部
○配偶者等からの暴力の防止に向けた県民に対する意識啓発	環境生活部
○配偶者等からの暴力対策のための関係機関との連携の促進	関係部局
○配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先的入居の配慮	土木部
○市町村における配偶者等からの暴力対策の取組への支援	環境生活部

数値目標

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合

100%

### セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、就業環境の悪化など能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき事業者等に対する周知・啓発を図ります。

また、県の機関・学校をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けた取組を推進するとともに、市町村の取組を支援します。

【具体的施策】	担当部局
○労働条件実態調査の実施及び公表並びに法令・制度の普及・啓発	商工労働部
○県職員，教育関係者及び警察職員に対する研修の実施	総務部 教育庁 警察本部

## 性犯罪，売買春，ストーカー行為などへの対策の推進

被害者の心情に配慮した迅速かつ適切な対応に取り組み，被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等，性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進するとともに，捜査体制の強化を図ります。

また，少年に対する非行防止・犯罪被害防止のための取組を推進します。

【具体的施策】	担当部局
○性犯罪被害者の立場に立った相談環境の充実	警察本部
○性犯罪等への迅速な対応	警察本部
○性犯罪被害者に対する経済的負担の軽減	警察本部
○少年の非行防止・犯罪被害防止対策の推進	環境生活部 警察本部
○売春防止のための啓発や売春対策の推進	保健福祉部

## メディアにおける男女の人権への配慮

性や暴力に関する有害な図書等などの有害環境から青少年を守るための環境浄化対策を推進し，有害環境からの青少年の保護に努めるとともに，人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取組を促進します。

【具体的施策】	担当部局
○県青少年保護育成条例等に基づく有害図書，有害情報に対する対策の推進	環境生活部 警察本部

### (注1) 配偶者等からの暴力：

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）において「配偶者からの暴力」とは，配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとされている。

この「配偶者」には，事実婚の者を含むが，交際相手は含まれない。

また，元配偶者については，一般的に「配偶者」に含まれるわけではないが，配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた後に，その者が離婚をし，又はその婚姻が取り消された場合にあっては，「配偶者からの暴力」には，当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされている。

「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」では「配偶者等」と表記し，交際相手からの暴力についても支援の対象としている。

なお，一般的にドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉で表現されることも多い。

### (注2) セクシュアル・ハラスメント：

継続的な人間関係において，優位な力関係を背景に，相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず，施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など，さまざまな生活の場で起こり得るものである。



## ■現状と課題

急速に少子・高齢化が進む中、本県の65歳以上の高齢者人口は平成19年には44.4万人で高齢化率は25.7%となっています。そのうち女性の占める割合は6割を超えており（女性26.8万人，男性17.6万人），男女共同参画社会の形成において，高齢社会に対応した条件整備を進めることは大変重要な課題です。

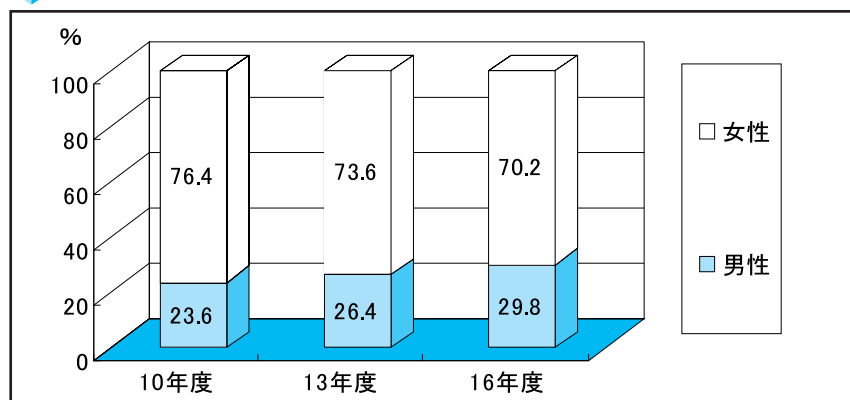
高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには，高齢期の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け，他の世代と共に，社会を支える重要な一員として参画することが大切です。

また，高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう高齢者等を地域で支え合う仕組みや，要介護状態になることを防止する予防的措置が重要です。

一方，介護の負担は現実には女性の側に偏りがちであり，高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

このため，高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や地域で支援する仕組みづくりを促進するとともに，介護保険制度の着実な推進を図り，男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境の整備を促進する必要があります。

■ 本県における男女別介護者の状況



資料：県保健福祉部「市町村高齢者実態調査」

## ■ 施策の方向

### 高齢者等の自立と社会参画の促進

高齢者や障害者が住み慣れた家庭や地域の中で、意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現できるよう、自助努力の支援や社会参画の機会の提供等、支援体制の整備・充実を図ります。

また、高齢者や障害者の自立を容易にする社会基盤の整備を促進します。

【具体的施策】	担当部局
○要介護者が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送るための支援体制の整備	保健福祉部
○地域におけるボランティア活動や社会福祉事業への参加の支援	保健福祉部
○高齢者等に対する資金の貸付と援助指導	保健福祉部
○高齢者の健康の保持増進，社会参加及び生きがいづくりの促進	保健福祉部 教育庁
○シルバー人材センターの運営指導・設置促進	商工労働部
○事業所における障害者雇用の促進	商工労働部
○高齢者等に配慮したまちづくりの整備促進	保健福祉部 土木部
○高齢者等に対応した住宅の供給促進	土木部

### 高齢者等の介護等支援体制の充実

介護の負担を要介護者の家族に集中することなく社会全体で支える仕組みである介護保険制度を着実に推進します。

また、介護の負担軽減のために県民に対する介護知識や介護技術に関する研修を実施するとともに、高齢者の虐待防止の推進や地域における支援体制の整備促進を図ります。

障害者への支援については、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備促進・充実を図ります。

【具体的施策】	担当部局
○介護保険制度の推進	保健福祉部
○県民への介護知識，介護技術の普及	保健福祉部
○認知症介護への支援	保健福祉部
○介護予防と地域における支援の推進	保健福祉部
○高齢者の虐待防止の推進	保健福祉部
○障害者のニーズに応じたサービスの充実	保健福祉部
○障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成	保健福祉部



## 重点目標 6

# 農林水産業，商工業の自営業等における男女共同参画の促進

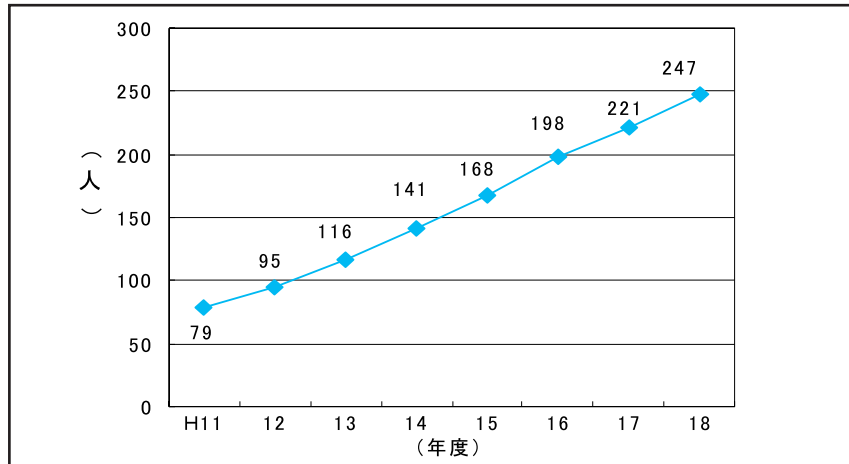
### ■現状と課題

農林水産業，商工業の自営業では，女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの，労働時間と生活時間に明確な区別が付きにくい状況や，また，家族経営の場合には，明確に報酬を規定していない場合もあり，その貢献に見合う評価が得られにくい状況もあります。

このような状況の中，農業の分野では，女性農業経営士（注1）や家族経営協定（注2）締結数が年々増加するなど，女性の農業者の意欲と意識の改革が図られてきました。本県の基幹産業である農林水産業の分野で重要な役割を果たしている女性が，仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らせるような環境を整備することは，活力ある農山漁村づくりに不可欠なこととなっています。

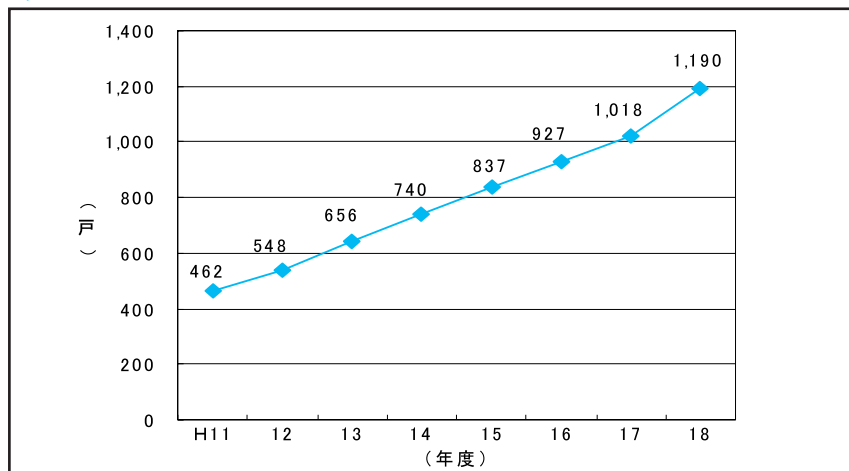
また，商工業の自営業や中小零細企業においても労働環境の整備を図るよう啓発を行うとともに，女性も事業の担い手として活躍できるよう，能力向上のための支援を図る必要があります。

本県における女性農業経営士数の推移



資料：県農政部調べ

本県における家族経営協定締結農家数の推移



資料：県農政部調べ

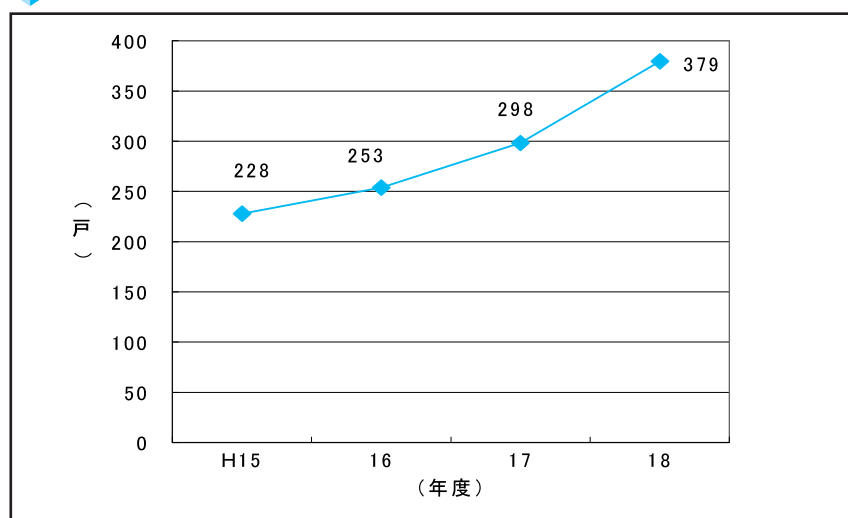
## ■ 施策の方向

### 農林水産業における男女共同参画の促進

農林水産業に従事する女性が、経営や地域づくりの担い手として明確に位置づけられ、その持てる力を十分に発揮・活用できる環境づくりを推進し、本県の農山漁村における男女共同参画を促進します。

【具体的施策】	担当部局
○女性農業経営士の養成や女性の認定農業者（注3）の育成を通じた女性農業者の資質向上及び経営改善への取組の促進	農政部
○家族経営協定の普及・啓発	農政部
○農村女性による起業活動の支援に向けた普及活動の実施	農政部
○地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の支援	林務水産部

本県における女性の認定農業者数の推移



資料：県農政部調べ

重点目標6  
農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進

### 商工業の自営業等における男女共同参画の促進

自営業や中小零細企業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発を行うとともに、商工会等における女性部員の資質向上を図ります。

【具体的施策】	担当部局
○商工会等を通じた男女共同参画に関する普及・啓発の促進	商工労働部
○商工会等の女性部活動の促進	商工労働部



- 
- (注1) 女性農業経営士：  
農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、わが家の農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性農業者
- (注2) 家族経営協定：  
「個々の世帯員が対等の立場で共同して経営体づくりとその運営に参画」できるように、家族農業経営を構成するそれぞれの家族間において、就農条件や経営の役割分担、収益配分、生活などに関して取り決めた協定
- (注3) 認定農業者：  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、市町村基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合するとして、市町村から認定を受けた者

# 重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

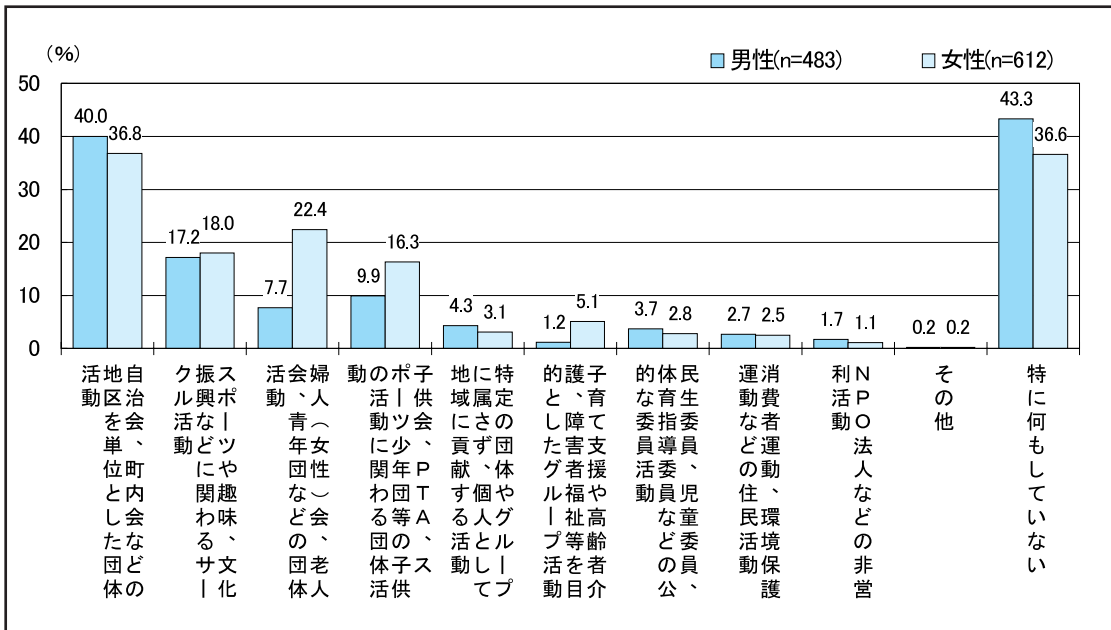
## ■現状と課題

地域社会が変容する中で、人々の暮らしの改善に直接つながる分野や地域に密着した産業等の分野で、男女がともに地域で生活する者としての視点に立ち、課題の解決や地域の活性化を図っていくことは、大変重要なことです。

これからの地域社会づくりは、行政だけではなく、自治会、ボランティア、NPO、企業など地域の多様な主体が協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが求められています。

また、地域社会においては実際の活動では多くの女性が活躍していますが、方針決定過程に参加している女性は決して多くはないことから、地域の方針決定過程における女性の参画を進めるために、住民への意識啓発を行い、理解を深める必要があります。

### 地域における活動への参加状況



資料：「平成 19 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」（県青少年男女共同参画課）

重点目標 7  
男女共同参画の視点に立った地域  
づくりの促進

## ■施策の方向

### 男女共同参画の視点に立った地域づくり

安全・安心なまちづくり、景観、観光及び環境などの分野において多様な発想、ニーズを生かした取組を進めるとともに、地域社会におけるNPO等の活動の支援を行い、男女共同参画の視点に立ったニーズの把握や課題の解決により、地域づくりが図られるよう支援していきます。

また、地域において、男女共同参画社会に関する意識の啓発を図り、地域の方針決定過程に女性の参画が促進されるような環境を育んでいきます。

【具体的施策】	担当部局
○男女共同参画の視点に立った共生・協働の地域社会づくりの推進	総務部 企画部
○男女共同参画の視点に立った景観形成の促進	企画部
○「くらし安全・安心まちづくり」の推進	環境生活部
○地球温暖化防止活動をはじめ、身近にできる環境保全活動の全県的な取組の促進	環境生活部
○観光地の人づくりの支援	観光交流局
○地域における生涯スポーツ環境の取組	教育庁

### 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

市町村地域防災計画において、男女のニーズの違い等に配慮した取組や避難所の管理運営について市町村の取組を促進します。

【具体的施策】	担当部局
○市町村における男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」等の策定等の促進	危機管理局
○市町村における「避難所管理運営マニュアル」策定の促進	保健福祉部

### 国際交流における男女共同参画の促進

様々な分野における国際交流・協力を進める中で、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな人的ネットワークの形成を図り、国際的視野を持つ女性リーダーの育成に努め、男女共同参画に関する幅広い活動を促進します。

【具体的施策】	担当部局
○国際協力の普及活動の支援	観光交流局
○国際交流の促進による人材の育成	環境生活部 観光交流局